



力を合わせて
健康で快適な職場を作りましょう

昨年12月8日に病院長へ提出した、医療技術部職員の駐車場拡大の要求書について、下記の回答がありました。

この回答は、到底納得できるものではなく、今後は、旭町地区構内交通対策委員会へ、病院職員の割り当て総数拡大を要求する予定です。

令和8年1月8日

新潟大学旭町職員組合
執行委員長 伊藤 健二郎 殿

新潟大学医歯学総合病院長
菊 池 利 明

要求書に対する回答について

令和7年12月8日付け要求書について、下記のとおり回答いたします。

記

新潟大学旭町地区駐車場に関しては、以下の規程等で必要な事項が定められており、駐車票の配分・発行等に関するものは、旭町地区構内交通対策委員会が所掌しています。

- ・新潟大学旭町地区駐車場に関する規程：旭町地区駐車場の管理運営に関し必要な事項
- ・新潟大学旭町地区駐車場利用要項：旭町地区駐車場の利用に関し必要な事項
- ・新潟大学旭町地区駐車票利用要項第3に規定する旭町地区駐車場使用基準
- ・新潟大学旭町地区構内交通対策委員会要項

旭町地区構内交通対策委員会は、駐車票発行可能枚数及び駐車場利用希望者数の把握、駐車票総発行枚数の決定、部局毎の発行枚数の決定及び通知を行っております。

部局長は職員等から駐車場の利用申請があったときは、基準に該当するか否かを確認の上、旭町地区構内交通対策委員会において決定された部局別駐車場割当数の範囲内で、許可及び交付を行います。（利用要項第3、第4の1・2）

病院においては、医員・研修医及び救命救急センター・集中治療部・救急科、ドクターヘリ運航管理室で通勤距離が片道2km以上の希望者に対しては100%配分を行い、それ以外の部署については、病院全体の駐車票配分率及び駐車場利用希望者数から算出した案分率に基づき、部署毎の発行可能な枚数を定め、各部署に通知のうえ申請の受付及び発行を行っております。

以上のことから、病院長は「旭町地区全体の駐車票総発行数」や「病院に割り当てられた発行数」を独自に変更・増加することはできません。また、「医療技術部」と同様に、診療科、中央診療施設等、薬剤部、看護部及び事務部においても、駐車場利用希望者（前年度1月1日現在の在職者であり、原則、通勤距離が片道3km以上の者）に対して令和7年度は約96%を発行するにとどまっております。駐車可能台数の限界もあることから、全職員の希望に添えることは困難な状況で、ある程度の負担をお願いしている状況であることは、組合においてもご理解いただいているものと存じております。

組合のご要望である「医療技術部の希望するすべての職員への駐車票配分」については、他部署の割当を減じることとなり、対応しかねます。また、「医療技術部」を病院内の他部署に優先させる要求には応じられません。

本院においては、医療技術部職員を含め、すべての職員が安全で安心な労働環境下で業務に従事できるよう、働きやすい環境作りに努めております。今後もこの方針に変更はありません。組合におかれましても、現状をご理解いただき、引き続き本院の運営へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上

昇給および本給月額の変更にともなう
組合費変更のお知らせ

組合費は、1月1日現在の本給を基準として算出されるため、昇給等ともない毎年2月徴収分より変更します。

組合規約 第5章 第29条に則り、常勤職員は本給の1.3%、非常勤職員、特定有期雇用職員及び再雇用職員(フルタイム)は本給の0.5%、短時間勤務(6時間以下)をする職員は500円です。年俸制職員は、2022年4月1日現在の年俸制基本給(年間額を月額として)の0.845%です。これに、組合基金運営規程により、組合基金50円が加算されます。

今年度、雇用形態が特定有期や非常勤から常勤職員となられた方や再雇用となられた方は、かけ率に変更になりますので、ご注意ください。なお、組合費は本給を基準としていますので、そのための情報は国立大学法人新潟大学より提供を受けていることをご了承下さい。ご不明な点は組合事務室までお問い合わせください。

組合費は労働環境改善のための活動、福利厚生活動、レクリエーション活動等で大切に使われます。活動は「どっけし」で随時お知らせしていますので、皆さんの積極的なご参加、企画の提案を期待しています。

組合員の皆さまへお願い

今年度末退職される方は、お手続きがあります。必ず組合事務室までご連絡ください。

また、職場の異動、休暇取得、休暇からの復帰、時短勤務終了など、勤務の変更もご連絡ください。よろしくお願いたします。



組合HPもチェック→



<組合慶弔費のご案内>

結婚祝い金	本人結婚の時	1万円
出生祝い金	子が誕生した時	5千円
小・中・高入学祝い金	子供(実子・養子)が入学した時	5千円
定年祝い金	本人定年の時	1万円
病氣見舞金	入院5日または、自宅療養30日以上	5千円
香華料	配偶者・実父母・義父母・実子・養子・同居親族が死亡の時	5千円
餞別	本人辞職の時	5千円
弔慰金	本人死亡の時	1万円

- ・病氣見舞金は年度ごとに1回です。
- ・事由発生から1年以内にお申し出ください。出生祝金は職場復帰されてから申請していただいても結構です。
- ・証明書等は必要ありません。
- ・組合加入期間が6ヶ月を超えない場合は、半額となります。



3月より再開します!

生花教室受講者募集

講習日時：毎月第1・3水曜日 16時-19時
(来た人から順に開始、途中参加もOK)

場 所：組合事務室(旭町総合研究棟5F)

流 派：草月流

受講料：1回2,500円(内 お花代1,500円)

組合員は受講料を500円補助します

※ 花器と剣山は組合事務室に用意してあります

※ 興味のある方は組合事務室までご連絡ください

